

4 . 計画策定の趣旨

社会情勢や国・道の「e - J a p a n構想」実現に向けた情報通信網のブロードバンド化等の積極的な展開により、携帯電話やパソコンを利用したインターネットショッピングなど、住民生活の電子化が加速的に広まっています。

さらに、国と全ての地方自治体を結ぶ専用回線（総合行政ネットワーク 通称L G W A N : Local Government Wide Area Network の略）や住民基本台帳ネットワークを基盤とした行政機関への電子申請における組織認証、公的個人認証サービスの構築など、国の積極的な電子政府実現への取り組みと歩調を合わせた地方自治体の情報サービス推進が要請されています。

こうした情報社会環境の変化による住民ニーズ^()の高度化、多様化に対応するため、芽室町として情報技術を活用した行政運営の見直しを図ることで、迅速かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を実現する基本的な考え方や、方向、将来像、留意点を明らかにした計画を策定して推進していく必要があります。

ニーズ
必要、要求

5 . 構想の位置付けと期間

本構想は、第3期芽室町総合計画（2010年度まで）実現に向けた「効果的・効率的な行政運営」及び、第7次芽室町行政改革大綱の推進目標項目「3 事務・事業の見直し」の推進方針項目「1 事務・事業を総点検します」に基づく電子自治体化に向けた施策推進の指針を示すものとし、地域課題に対応した「芽室町地域情報化計画（平成11年3月策定）」と施策の両輪と位置づけます。

構想期間は、第3期芽室町総合計画期間である2010年度までとします。